

問11 「町会員の個人情報の取り扱いに、どのような注意が必要ですか」

私どもの町会は、会員相互の連絡用として、毎年会員の住所、氏名、電話番号、勤務先等を記載した会員名簿を作成し会員に配布しています。町会員の個人情報の取り扱いについて、どのような注意を必要としますか。

答 「町会の会員名簿を作成するために、個人情報を利用し、町会の各会員に配布することを会員に周知して、会員の同意を得ておくことがよいでしょう」

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）は、個人情報の保護に関する基本的な事項と、個人情報を取り扱う事業者の義務を定めています。

個人情報保護法では、5千人を超える個人情報を業務に利用している者を「個人情報取扱事業者」と位置づけ、次のような義務が設けられています。

- ① あらかじめ利用目的をできる限り特定、利用目的の達成に必要な範囲内だけで取り扱う。
- ② 適正方法で取得、取得時に利用目的を通知・公表する。
- ③ 正確・最新の内容に保つよう努め、安全管理措置を講じ、従業者・委託先を監督する。
- ④ 本人の同意なく、第三者に個人情報を提供しない。
- ⑤ 利用目的を本人の知り得る状態に置き、本人の求めに

応じて開示・訂正・利用停止を行う。

⑥苦情があったときは、適切な処理に努める。

◎町会としての対応

通常、町会は5千人を超える個人情報保有していることはないと思われますので、個人情報取扱事業者には該当せず、個人情報の取り扱いに関する義務付けは適用されないものと考えます。しかし、個人情報は適正な取り扱いが求められるものですので、上記の①～⑥の事項に留意して、町会の業務を行うことが適当だと考えます。

◎会員名簿作成上の留意点

- ①会員の方とのトラブル防止のために、「会員名簿を作るため」に個人情報を利用し、「町会の各会員に配布する」ことを会員に周知し、同意を得ておくことが適当だと考えます。
- ②会員名簿に記載する事項は、住所、氏名、電話番号だけでよいのか、勤務先等の事項も必要なかは十分に検討する。町会事務局として把握しておくことが必要な場合もあると考えられますが、会員相互の連絡のための配布用の名簿ならば、住所、氏名、電話番号だけで十分な場合もあると考えられます。
- ③名簿への記載を希望しない方は、個別に町会事務局に連絡してもらうようにすればよいと考えます。
- ④既に町会が保有している個人情報を利用し、会員名簿を作成する場合は、町会だよりや連絡文書で会員に周知し、名簿への記載を希望しない方は、個別に町会事務局に連絡してもらうようにすればよいと考えます。
- ⑤名簿を会員以外の第三者（業者等）に提供することが予想される場合は、第三者へ提供する場合があることを事前に会員に周知し、同意を得ておく必要があります。
- ⑥会員名簿自体に「会員相互の連絡の用途以外には使用しないでください」という注意書きを加えることは、

会員の方の個人情報保護に有効です。

※柏市の個人情報保護条例は、市の機関（市長部局・教育委員会等）や市職員を対象としたもので、市民団体・個人または民間事業者に対して義務付けを行うものでないので、町会・自治会等への影響はありません。

【問い合わせ先】

◎情報政策課 TEL：7167-1153